

## 災害時における応急対策業務に関する協定

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県建設業協会会長、一般社団法人香川県建設業協会会長、一般社団法人愛媛県建設業協会会長及び一般社団法人高知県建設業協会会長（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、津波及び風水害等による災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合に甲が応急対策及び支援活動（以下「業務」という。）を要請し、乙が実施する業務の方法を定め、もって被害の拡大の防止と被災施設等の早期復旧に資することを目的とする。

### （業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は四国地方整備局及び四国内の地方公共団体が管理又は工事している河川（ダム含む）、道路、砂防、海岸、港湾、空港、営繕等の施設（以下「所管施設等」という。）とする。

### （業務の内容）

第3条 第2条に規定する実施範囲における業務の内容は、次のとおりとする。

#### 一 情報収集及び情報提供

- ① 自主的に情報収集した所管施設等の被災状況
- ② 建設機械、資材及び労力等（以下「資機材等」という。）の確保状況
- ③ 災害により発生すると予測されるガレキ等の処理場に関する情報

#### 二 被災時における応急対策業務

- ① 前号①以外の被災施設等の状況把握
- ② 被災施設等の応急対策及びその支援活動

### （業務の実施方法）

第4条 甲又は四国地方整備局管内の事務所、管理所の長（以下「事務所長等」という。）は、第2条に規定する範囲において必要と認める場合には、乙に前条の実施を要請することができるものとする。

2 乙又は乙に所属する会員（以下「会員」という。）においては、甲又は事務所長等から前項の要請があったときは、対応が可能か実施体制の確認を速やかに行い、対応の可否を甲又は事務所長等へ報告するものとし、対応可能な場合は、できる限り速やかに所管施設等の被災状況等を確認し、甲又は事務所長等の指示により応急対策業務を実施するものとする。

- 3 乙又は会員が自主的判断により被災状況調査等を行っている場合は、第1項の規程にかかわらず、乙はその結果を収集し、できる限り速やかに甲及び事務所長等に報告するものとする。

(業務の実施体制)

第5条 乙は、前条第1項の要請に基づく対応を行う場合は、業務が早急に実施できるように必要な資機材等の確保状況及び動員の方法について会員による編成表及び連絡系統等を記載した実施体制を定め、書面により甲又は事務所長等に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 この協定に基づく業務の内容の内、情報提供等の出勤等を伴わない活動は無償を基本とする。

- 2 この協定に基づく業務の内容の内、資材、機材、技術者等の出勤等に係る費用については有償とする。

(契約の締結)

第7条 甲又は事務所長等は、乙又は会員に出勤を要請した時は、速やかに契約を締結するものとする。

(損害発生時の対応)

第8条 業務の実施に伴い、甲又は事務所長等、乙又は会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、あるいは甲、事務所長等又は会員の建設資機材等に損害が生じた場合においては、乙又は会員はその事実の発生後延滞なくその状況を書面により甲又は事務所長等に報告し、その対応については、甲又は事務所長等と、乙又は会員が別途協議して定めるものとする。

(実施範囲の特例)

第9条 甲は、四国地方以外の国内における大規模災害が発生した場合、乙又は会員に第2条に規定する業務の実施範囲以外の所管施設等において、第3条で規定する業務の実施を要請することができるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成30年4月11日から平成31年3月31日までとする。

- 2 前項に規定する期間満了日の1箇月前までに甲、乙のいずれからも何ら申し出がないときは、引き続きこの協定を期間満了日の翌日より1年間継続するものとし、当該期間が満了した翌年以降も同様の扱いとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

附 則

甲及び乙が締結している「大規模災害発生時における支援活動に関する協定書」(平成8年3月28日締結)は、この協定の締結をもって廃止するものとする。

この協定締結の証として、本書5通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年4月11日

甲 国土交通省四国地方整備局長 平井秀輝

乙 一般社団法人  
徳島県建設業協会会長 川原哲博

一般社団法人  
香川県建設業協会会長 森田紘一

一般社団法人  
愛媛県建設業協会会長 米谷方利

一般社団法人  
高知県建設業協会会長 吉村文次